

重要事項説明書 (居宅介護支援事業)

[1] 事業の目的

社会福祉法人うねび会が開設するケアプランセンターぽれぽれ青山が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（第1号被保険者）及び特定の疾患（16種）により要介護状態又は要支援状態にある人（第2号被保険者）に対し、サービスの公正中立且つ適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

[2] 運営の方針

ケアプランセンターぽれぽれ青山の介護支援専門員（ケアマネージャー）は、利用される方の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用される方の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように援助を行います。

[3] 事業所の名称

□ 「ケアプランセンターぽれぽれ青山」

所在地 奈良県奈良市青山四丁目3番地3

電 話 0742-20-0260

[4] 職員の職種、人数及び職務内容

職 種	人数	職務内容
管理者 (主任介護支援専門員)	1名	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも居宅介護支援の提供に当たるものとする。

職 種	人数	職務内容
介護支援専門員 (ケアマネージャー)	1名 以上	居宅介護支援の提供

[5] 営業日及び営業時間

(1) 営業日及び営業時間は次のとおりです。

月	火	水	木	金	土	日
営業しています					休業日	

国民の祝日及び年末年始 12 / 31 ~ 1 / 2 は休業します。

(2) 営業時間

午前9時～午後5時 但し必要に応じ時間外も対応します

[6] 居宅介護支援の提供方法及び内容

- [1] 利用者相談を受ける場所 ・ 訪問相談
- [2] サービス担当者間の連携 ・ 方法 サービス担当者会議の開催
- [3] 利用者宅居宅訪問頻度 ・ 1回 / 1ヶ月を目処に訪問いたします。

[7] 事業の実施区域

事業の実施区域を奈良市、生駒市、大和郡山市、天理市、桜井市、橿原市、田原本町、香芝市、京都府木津川市とします。

[8] 利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

[9] 当事業所は誠意をもって居宅介護支援事業を行いますが、

万一疑義、苦情等が発生した時は、うねび会「サービス利用相談窓口」にお問い合わせください。

[10] 専門員の質的向上を図る為、うねび会では研修の充実・業務体制の整備等積極的に実施しております。

[11] 介護支援提供に際し利用者またはその家族は当事業所に対して複数の『指定居宅サービス事業者』の紹介を求めることができます。また、当該指定居宅サービス事業者』をケアプランに位置づけた理由を説明するよう求めることもできます。当事業所は複数の『指定居宅サービス事業者』を公平中立の立場でご紹介いたします。また、ご紹介する『指定サービス事業者』をケアプランに位置づけた理由についてもご説明いた

します。

[12] 守秘義務

従業者は業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持します。又、従業者であった者に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約の内容としております。

[13] 事故発生時の対応方法について

サービスの提供により事故が発生した場合には、応急処置や医療機関への連絡等の必要な措置を講ずるとともに、利用者の家族に連絡を行います。また、必要に応じて市町村に報告します。

[14] 緊急時の対応方法について

サービスの提供中にご利用者の容態の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせに従って、ご家族、主治医、救急隊、協力医療機関、居宅介護支援事業者などに連絡いたします。

[15] 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行う。

- (1) 事業所内における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所内において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催する。
- (4) 前号に掲げる措置を適切に実施するため担当者を設置する。

[16] 感染症の予防、まん延防止の対策

事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 事業者内における感染症の予防又はまん延の防止のための検討委員会をおおむね 6 月に一回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は、介護支援専門員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

[17] 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」という。）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は、介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

[18] サービス内容に関する苦情

うねび会苦情・相談受付窓口

電話 0 1 2 0 - 5 0 8 - 0 8 5

奈良国民健康保険団体連合会 介護サービス相談苦情窓口

電話 0 1 2 0 - 2 1 - 6 8 9 9

奈良市福祉部介護福祉課

電話 0 7 4 2 - 3 4 - 5 4 2 2

奈良県運営適正化委員会

電話 0 7 4 4 - 2 9 - 1 2 1 2

相談・苦情申立の第三者委員

氏名 阪本 清三

所在地 奈良県橿原市白橿町6丁目18-2

電話 0 7 4 4 - 2 7 - 5 9 9 3

氏名 廣野 隆信

所在地 奈良県大和郡山市九条町310-1

電話 0 7 4 3 - 5 5 - 0 6 0 0

- [16] 事業者は、居宅サービス計画、その実施状況に関する書類等をサービスを提供した日から5年間保存します。

年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者住所 奈良県奈良市青山四丁目3番地3

事業者名 社会福祉法人 うねび会 印

説明者 事業者名 ケアプランセンターぽれぽれ青山

説明者名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

身元引受人 住所

署名代行人
家族代表

氏名 印

続柄()